

諮問番号：令和元年度諮問第26号
答申番号：令和元年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成30年4月23日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

労災事故の後遺症による障害者の支援を求めた保護変更申請を却下されたことに不服がある。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

審査請求人は、現在受給している生活保護費では生活費が不足しているとして、生活保護費の増額を求めたものと認められるが、生活保護費については、厚生労働大臣が定めた保護の基準に基づいて算定することとされており、処分庁が、保護の基準を超える生活保護費の支給は認められないとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年10月 1日 諮問書の受領

生活保護費も足りず月5千円の保護変更申請します」との記載がある。

(3) 平成30年4月23日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

(4) 平成30年6月18日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

3 判断

審査請求人は、現在受給している生活保護費では生活費が不足しているため、処分庁に対して、冬季の光熱費の加算を含め生活保護費の増額を請求したものと推認する。

しかしながら、前記1(1)から(3)のとおり、生活保護費については保護基準に基づいて算定することとされている。そして、保護基準には、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして地区別冬季加算額が定められているところである。

処分庁は、保護基準に基づき本件処分を行っており、また、本件において保護基準の額を上回る生活保護費を支給すべき事情を事件記録からは見出すことができないことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子